



第3次亀山市消防力充実強化プラン

**令和4年4月
亀山市消防本部**

【目次】

1 はじめに

(1) 策定の趣旨.....	1
(2) プランの役割と位置づけ.....	1
(3) プランの計画期間.....	1

2 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念.....	2
(2) 施策の大綱.....	2
(3) 基本施策.....	3

3 施策の展開

(1) 消防体制の充実強化.....	5
(2) 火災予防体制の充実強化.....	9
(3) 救急体制の充実強化.....	13
(4) 消防団体制の充実強化.....	17

4 プランの推進に向けて

プランの推進.....	21
-------------	----

参考資料

基本施策別成果指標一覧.....	23
------------------	----

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

本市消防本部では、平成 24 年度に「第 1 次亀山市消防力充実強化プラン」を策定し、北東分署の建設や救急ワークステーション※1 の本格運用、指揮支援隊※2 の設置や小型動力ポンプ付水槽車の導入など、消防力の充実強化を図ってきました。また、平成 29 年度には、「第 2 次亀山市消防力充実強化プラン」(以下「第 2 次プラン」という。)を策定し、鈴鹿市とのはしご自動車の共同整備・共同運用、緊急消防援助隊※3 等の受援計画の策定や違反对象物公表制度※4 の運用開始などを通じて、市民の安心を支える消防力の充実強化に取り組んできました。

しかしながら、近年では、全国的に気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震も今後発生することが危惧されているほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、消防が担う役割はますます重要となっています。特に大規模災害時には、近隣消防機関との連携協力など市域を超えた広域的な災害対応をはじめ、地域防災力の中核として欠くことのできない消防団との密接な連携が求められています。さらに、多種多様化する救急需要への対応や、火災を未然に防止するための火災予防対策、予防査察の強化などは、継続的にその取組を推進する必要があります。

また、令和 3 年度を最終年度として第 2 次プランの計画期間が終了することから、その成果を検証するとともに、かめやま・安心めーると市ホームページを活用したアンケートを実施し、市民ニーズの調査を行いました。

こうした背景の中、「第 2 次亀山市総合計画後期基本計画」に掲げる「消防力の充実」の実現に向けた取組を着実に実行するため、目指すべき姿を描き、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 3 次亀山市消防力充実強化プラン」(以下「本プラン」という。)を策定し、消防行政の各分野にわたり柔軟に対応していくため、総合的な消防力の充実強化を推進します。

(2) プランの役割と位置づけ

本プランは、本市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定します。

また、消防組織法第 4 条第 2 項第 15 号に基づく消防計画及び「第 2 次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置づけます。

(3) プランの計画期間

本プランの計画期間は、「第 2 次亀山市総合計画後期基本計画」の計画期間（令和 4 年度から令和 7 年度の 4 年間）及び次期基本計画の一部期間を含む、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

※1 医療機関と消防機関が連携し、病院内で実習を行い、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「救急教育」の拠点のこと。

※2 災害現場で、情報の収集や整理、他機関との調整などを行うことにより、現場最高指揮者が、指揮命令に専念することができるようにする隊のこと。

※3 大規模災害や特殊災害が発生した場合、被災地から要請を受け、各都道府県の消防本部や航空隊が、陸や空から応援に駆けつける隊のこと。

※4 建物を利用する人が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度のこと。

2 プランの基本的な考え方

(1) 基本理念

本プランは、本市消防本部の方向性を明らかにするものであることから、基本理念を掲げ、中長期的な展望を図ることとします。

消防は、消防組織法第1条において消防の任務が規定されており、施設や人員を活用して、火災等の災害を予防するとともに、災害による被害を軽減し、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこととされています。

第2次プランでは、「市民が安心して暮らせるまち」を推進するために、鈴鹿市とのはしご自動車の共同整備・共同運用、緊急消防援助隊等の受援計画の策定や違反对象物公表制度の運用開始などを通じて、市民の安心を支える消防力の充実強化を図ってきました。

しかしながら、全国的に災害は複雑多様化するとともに、大規模な災害発生も危惧されています。市民ニーズの調査結果から、災害への不安も高くなっていると捉え、今後も市民の安心を支え続けるためには、消防力の充実強化を継続する必要があることから、本プランでは次の基本理念を掲げて施策の展開を図ります。

《基本理念》 「市民の安心を支える消防力の充実強化」

(2) 施策の大綱

本プランでは、基本理念の実現に向けた施策の大綱を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

施策の大綱は、消防の任務である消防組織法第1条に沿った体系とします。消防組織法第1条における趣旨として、「施設及び人員を活用して、生命、身体及び財産を火災から保護する」とされていることから、消防体制の充実強化を施策の大綱1とします。また、「水火災又は地震等の災害の発生前に災害の直接的な原因を除去し(防除)、災害による被害を軽減する」とされていることから、火災予防体制の充実強化を施策の大綱2とします。さらに、「災害等による傷病者の搬送を適切に行う」とされていることから、救急体制の充実強化を施策の大綱3とします。最後に、平成25年12月公布の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(以下「消防団充実強化法」という。)を受け、地震等において重要な役割を担う消防団体制の充実強化を施策の大綱4として、4本の柱で施策の大綱を構築します。

なお、施策の大綱ごとに現状と課題を整理し、それぞれ成果指標を設定します。

【参考】消防組織法

(消防の任務)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

【施策の大綱1】 消防体制の充実強化

火災や救助など各種災害の発生時、迅速・的確に対応できるよう、消防職員の人材育成をはじめ、消防施設・装備の充実や、関係機関等との連携を強化し、消防体制の充実強化を図ります。

【施策の大綱2】 火災予防体制の充実強化

火災の発生及び火災による被害拡大を防ぐため、防火対象物・危険物施設への立入検査の実施による防火・保安体制の強化をはじめ、防火推進団体※5との連携による防火思想及び住宅防火対策の普及啓発など、火災予防体制の充実強化を図ります。

【施策の大綱3】 救急体制の充実強化

傷病者の救命率向上のため、救急救命士を含む救急隊員の実習や研修の充実をはじめ、関係機関等との連携や、応急手当の普及啓発など、救急体制の充実強化を図ります。

【施策の大綱4】 消防団体制の充実強化

地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心を支えるため、消防団の活性化をはじめ、地域の実情を踏まえた組織再編の検討や、施設・装備の見直しなど、消防団体制の充実強化を図ります。

(3) 基本施策

施策の大綱を推進するために、基本施策、施策の方向を設定し、具体的な展開を図ります。

※5 防火協会、女性防火クラブ及び少年消防クラブ等の防火思想の普及啓発を活動の目的とした団体のこと。

体系図

基本理念

【施策の大綱】

「基本施策」

◆施策の方向

市民の安心を支える消防力の充実強化

【施策の大綱 1】
消防体制の充実強化

- 「1.消防活動体制の強化」
 - ◆消防・救助活動の充実
 - ◆広域連携体制の充実
- 「2.消防組織体制の充実」
 - ◆人材育成の推進
 - ◆適切な人事管理
- 「3.消防施設・装備の整備」
 - ◆庁舎の長寿命化
 - ◆消防水利の整備
 - ◆消防装備の充実

【施策の大綱 2】
火災予防体制の充実強化

- 「1.地域消防力の強化」
 - ◆自主防火活動の促進
 - ◆防火思想の普及啓発
 - ◆防火推進団体との連携
- 「2.住宅防火対策の推進」
 - ◆家庭における防火対策の推進
 - ◆放火対策の推進
- 「3.事業所等の安全対策の推進」
 - ◆防火対象物の防火対策
 - ◆危険物施設の保安対策

【施策の大綱 3】
救急体制の充実強化

- 「1.救急活動体制の強化」
 - ◆救急活動の充実
 - ◆関係機関等との連携
- 「2.市民による救命率向上の推進」
 - ◆応急手当体制の充実
 - ◆救急思想の普及啓発

【施策の大綱 4】
消防団体制の充実強化

- 「1.消防団活動体制の強化」
 - ◆消防団員の知識・技術の向上
 - ◆消防団の活性化
- 「2.消防団組織の再編」
 - ◆消防団組織の再編
- 「3.消防団施設・装備の整備」
 - ◆消防団施設の長寿命化・統廃合
 - ◆消防団装備の更新

3 施策の展開

【施策の大綱1】消防体制の充実強化

現状と課題

本市消防本部では、複雑多様化する災害に対し迅速かつ的確に対応するため、平成24年度から指揮支援隊の運用を開始、平成27年度には北東分署を開署、さらに平成30年度には、全庁的な市の組織・機構再編時に専門的な活動ができる体制を構築し、常備消防力の強化を図りました。

今後は、これらの組織体制が効果的に運用されているかを検証し、変化する市民の消防需要を的確に捉えた体制の構築に努める必要があります。

消防施設・装備については、鈴鹿市とのほしご自動車の共同整備・共同運用をはじめ、現場到着時間の短縮を図るため、地域の特性や管内の道路状況などを考慮し、機動性を重視した消防車両に変更するなど、計画的な更新、整備を進め、安定した消防力の維持に繋がりました。今後は両市の連携強化を含め、配備車両の活用と実践的な訓練を実施していく必要があります。

一方で、消防庁舎については、老朽化した施設や設備の計画的な改修更新を行い、長寿命化、機能維持を図る必要があります。

また、消防水利については、「消防水利の基準※6」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、市内の消防水利の整備状況を踏まえ、震災及び火災に備えて消火栓や防火水槽を整備する必要があります。

人材育成については、職員の若年化に伴い、災害対応力の低下が懸念される中、複雑多様化する災害へ迅速かつ的確な対応を継続していくためには、職員の教養訓練を着実に実施しつつ、職務に必要な最新の知識や高度な技術の習得、資格保持者を養成し、組織の機能強化を図ることが重要です。

また、市民に質の高い消防サービスを継続的に提供するため、適切な要員を配置する必要があります。

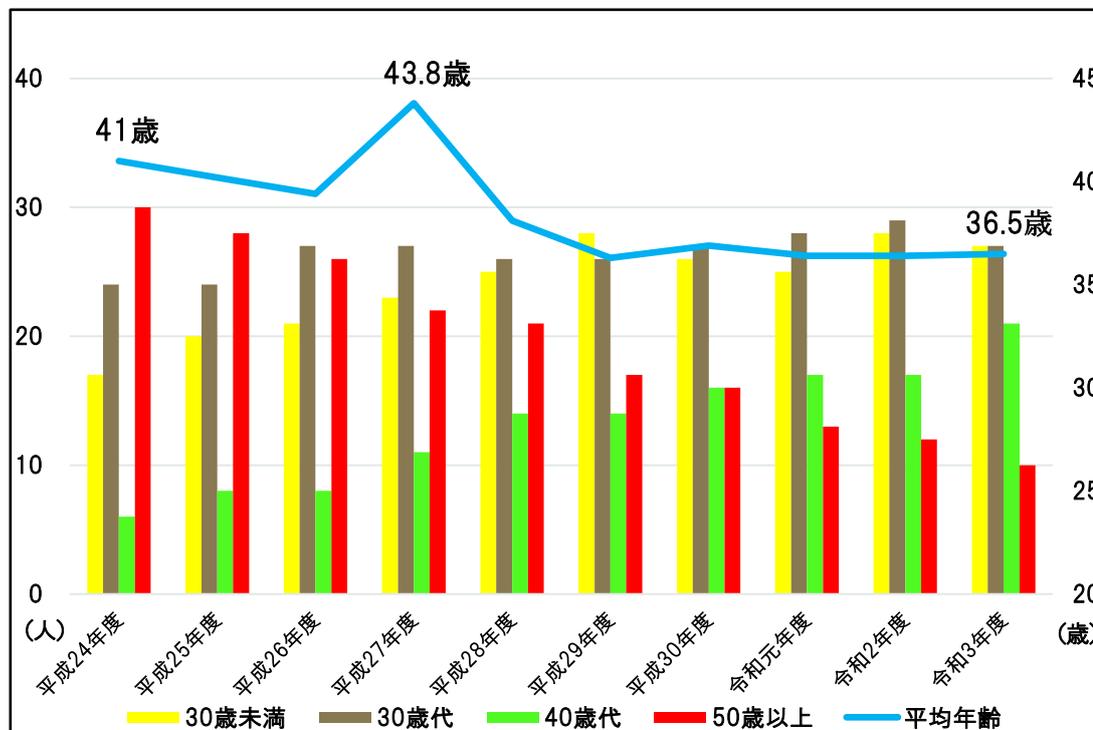
近年、南海トラフ地震の発生が危惧されているほか、全国的に異常気象による集中豪雨や台風の被害は激甚化・頻発化しており、大規模災害発生時は本市消防本部のみでの対応は困難となることが予想されます。このため、令和3年度に緊急消防援助隊等の受入体制に関する「亀山市消防本部受援計画」を策定し、迅速かつ効果的な活動ができる体制を確立しました。今後においても、他の消防機関との連携を強化するため、応援・受援に関連した訓練を定期的実施する必要があります。また、大規模災害を想定し、引き続き市関係部局と防災訓練等を通じて連携強化に努める必要があります。

一方で、人口減少の進行等により地方自治体の人的・財政的資源が限られる中、通信指令関連の施設（以下「通信指令施設」という。）は、諸般の技術革新や社会情勢の

※6 市町村の消防機関が、消防活動をするために必要とする水利について定めた基準のこと。

変化に対応していくため、高度で専門性の高い設備が必要となります。この施設に要する整備費用や維持管理費については、財政的負担が大きいことから、広域的な災害対応力の強化や通信指令施設の整備・運用面の効率化等の観点を踏まえて、検討を進めてきた近隣市との消防指令センター※7の共同整備を推進することが重要です。

■消防職員の年齢構成と平均年齢の推移



成果指標

項目	現状	目標
火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始までの所要時間)	5分10秒 (令和3年を含む過去5年間の平均)	4分00秒 (令和8年を含む過去5年間の平均)
有資格者の配置率	91.8% (令和3年度)	100% (令和8年度)
公務災害発生件数	0件 (令和2年度末)	0件 (令和8年度末)

基本施策と施策の方向

1 消防活動体制の強化

◆消防・救助活動の充実

火災や救助などの各種災害発生時に、迅速かつ的確な活動を展開するため、消防活動に対する技術の研鑽や検証を行います。また、多種多様化する災害に対し、より効果的な部隊運用を行うための人員配置の検討及び各種警防計画の策定や見直しを継続します。

※7 最新鋭のコンピューターと最新の通信機器を駆使して、119番通報の受信からその消防活動が終了するまでを、迅速かつ的確に行うためのシステムのこと。

◆広域連携体制の充実

広域的な災害対応の強化を図るため、津市、鈴鹿市と共同で消防指令センターの整備を進めるほか、隣接各市及び関係機関等との合同訓練の実施や、大規模災害発生時に備えた計画策定の検討を進めます。また、令和2年度に鈴鹿市と共同運用を開始したはしご自動車について、今後は両市の円滑な連携を図るため、より実戦的な合同訓練の充実を図ります。

2 消防組織体制の充実

◆人材育成の推進

最新の知識や高度な技術を習得させるため、消防大学校や県消防学校に職員を計画的に派遣し、教養訓練を実施する教育体制を構築することで、職員全体の能力向上を図ります。また、消防車両の円滑な運用のため、運転免許（中型・大型）の計画的な資格取得や専門的知識を有する救急救命士及び予防技術資格者の養成に努め、組織の機能強化を図ります。

◆適切な人事管理

各種イベントや行事、職業体験等の情報発信に努め、消防の魅力を伝えることで、人材の確保に繋がります。また、人事評価制度を的確に運用するとともに、職員の能力が最大限発揮できるよう適切な人員配置に努めます。

3 消防施設・装備の整備

◆庁舎の長寿命化

庁舎を良好な状態に保つため、感染防止対策として水廻り関係設備更新工事のほか、照明のLED化や空調設備等の計画的な改修更新により、長寿命化、機能維持を図ります。

◆消防水利の整備

消防水利の基準を満たす消火栓及び防火水槽の整備を図るとともに、私設の消火栓や防火水槽等を調査し、火災発生時に迅速な消火活動を実施します。

◆消防装備の充実

多種多様化する災害に対し効果的な活動を行うため、資機材の充実を図るとともに、既存車両の管理、更新及び最新型車両の導入について検討します。



■建物火災における消火活動



■交通事故現場における救助活動



■事業所での鈴鹿市とのはしご自動車合同訓練

【施策の大綱2】火災予防体制の充実強化

現状と課題

本市消防本部は、火災予防及び火災による被害軽減のため、防火推進団体と連携して防火イベントの開催、少年消防クラブの育成など、防火思想の普及啓発を図ってきました。また、住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器※8の設置及び適正な維持管理を促進しており、令和3年度の本市の設置率94パーセント、条例適合率※979パーセントは、いずれも県内1位となっています。さらに、消防法令違反のある防火対象物へ適切かつ迅速に是正指導を行うため、火災予防査察規程及び消防違反処理規程を整備するとともに、不特定多数の人が利用する防火対象物において、重大な消防設備の設置義務違反がある場合に、その違反内容を市民へ公表する違反対象物公表制度の運用を開始するなど、事業所を対象とした査察※10体制の強化に努めてきました。

本市では、令和2年12月に県内消防相互応援協定に基づき、他市消防本部へ応援要請を行う事態となった大規模な工場火災が発生し、近隣住民等が大きな影響を受けました。また、本市の特性上、野焼きから延焼拡大し空地等の枯草が燃える火災が多く発生しているため、自主防火活動の促進を図り市民に防火や初期消火、避難等に関する知識、技術を身に付けていただくとともに、地域住民や事業所と連携した実践的な消防訓練を実施していく必要があります。

火災の7割は、火気取扱いの不注意や不始末などの失火から発生しているため、防火思想の高揚を図ることにより失火を予防することが重要です。本市消防本部では、防火イベントを開催するとともに、全国火災予防運動に併せた防火ポスターの掲示、街頭広報の実施等様々な手段を用いて市民へ防火思想の普及啓発を行っています。また、地域の実情に応じた防火の促進や地域の防火活動の担い手育成を目的に、幼少年・女性防火委員会を開催しており、今後も各防火クラブの活動強化や組織拡大を進める必要があります。

全国の住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者であり、死亡に至った経過では、逃げ遅れが約半数を占めています。高齢者等の火災時の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の普及啓発を行うとともに、点検及び交換などの適切な維持管理を促進する必要があります。また、出火原因に応じた防火対策を市民に周知徹底することにより、火災予防を推進していく必要があります。

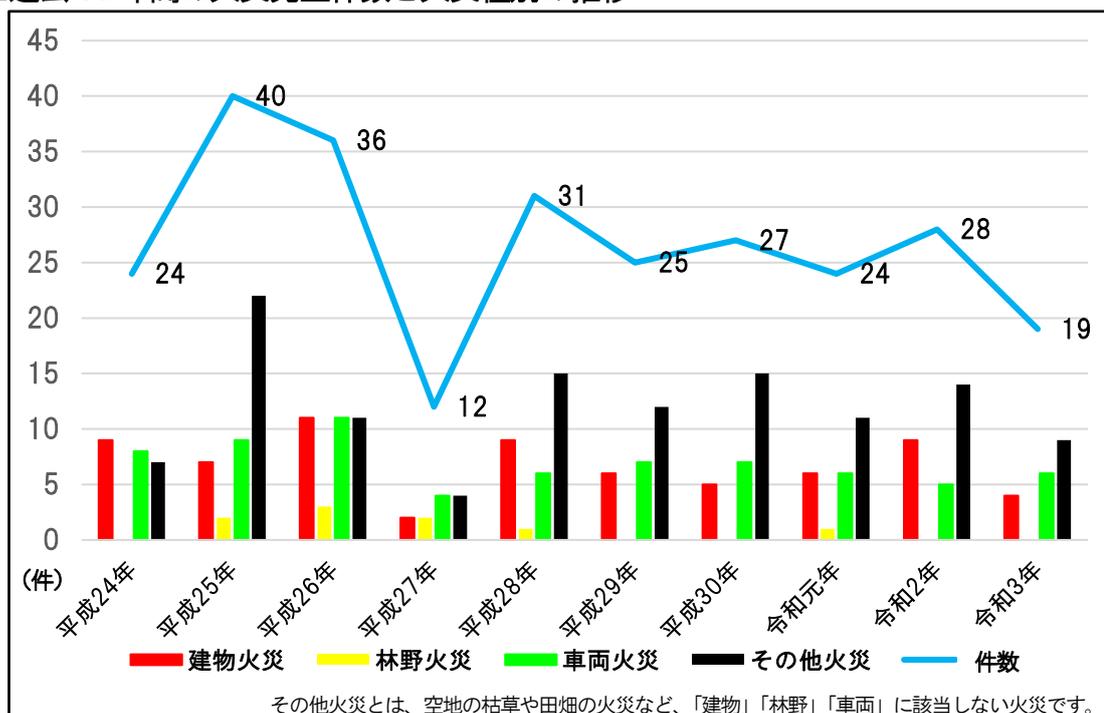
事業所等の安全対策については、防火対象物の防火管理体制や危険物施設の保安体制の充実強化を推進してきました。また、これらの施設の火災等の災害予防を図るため立入検査を実施してきましたが、予防課のみでは十分な検査数を確保することが困難であるため、令和2年度から消防署においても立入検査を開始したところです。今後は、長期間未把握となる施設がないよう計画的な立入検査を実施するとともに、消防設備の未設置など消防法令違反のある防火対象物や危険物施設には、迅速かつ効果的な違反是正を進める必要があります。

※8 火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器のこと。

※9 市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されている世帯の全世帯に占める割合のこと。

※10 消防職員が火災を予防するため立入検査を行い、法令違反の是正及び火災危険の排除を促すこと。

■過去 10 年間の火災発生件数と火災種別の推移



成果指標

項目	現 状 (令和3年を含む過去5年間の平均)	目 標 (令和8年を含む過去5年間の平均)
延焼件数	3.00 件	2.70 件
一般住宅の火災件数	3.40 件	3.06 件
事業所等の火災件数	2.00 件	1.80 件

基本施策と施策の方向

1 地域消防力の強化

◆自主防火活動の促進

地域の初期消火を促進するため、自治会が設置する消防用設備の設置費を補助します。また、市内で開催される行事やかめやま出前トーク※11 で消防訓練、野焼きの注意喚起などの防火指導を行うことで、自主防火活動の促進を図ります。

◆防火思想の普及啓発

消防フェスタを開催し、体験型の消防訓練を行うとともに、消防施設の紹介等を通じて、防火思想の普及啓発を図ります。また、より幅広い世代に対し防火思想の向上を図るため、効果的な広報活動を実施します。

◆防火推進団体との連携

消防本部と連携する防火推進団体の事業の活性化を図ります。また、少年消防クラブの活動を通じ将来の地域防災を支える人材の育成に努めます。

※11 市政に関する様々なテーマについて、市職員が自治会の集会やグループの勉強会など様々な場面へお伺いしてお話すること。

2 住宅防火対策の推進

◆家庭における防火対策の推進

火災被害の軽減を図るため、一般家庭や一人暮らし高齢者等の家庭を訪問し防火指導を実施します。また、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を促進し、火災時の逃げ遅れを防止します。

◆放火対策の推進

放火防止対策を推進し、放火を原因とする火災被害の軽減を図ります。また、火災発生の恐れのある空家、空地の所有者に対し、適切な維持管理や枯草の刈り取り等の火災予防上必要な措置を講じるよう指導します。

3 事業所等の安全対策の推進

◆防火対象物の防火対策

防火管理講習を開催し、防火管理者を育成します。また、防火対象物への立入検査を実施し、防火管理及び施設、設備の維持管理等について指導を行います。違反事項があった場合は、法令に基づく改善指導を実施します。

◆危険物施設の保安対策

危険物予備講習を開催し、危険物施設の保安員の養成に努めます。また、危険物施設への立入検査を実施し、保安体制及び施設、設備の維持管理等について指導を行います。違反事項があった場合は、法令に基づく改善指導を実施します。



■事業所への立入検査



■少年消防クラブによる火災予防広報活動



■防火管理講習の様子

【施策の大綱3】救急体制の充実強化

現状と課題

本市消防本部の救急件数は、これまで増加傾向でしたが、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年と比べ、救急件数、搬送人員ともに減少しています。この背景には、感染拡大の影響による、衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった市民等の行動変容が、急病、交通事故及び一般負傷等の減少に繋がったことなどが考えられます。しかしながら、総務省消防庁が令和2年に行った将来推計によると、高齢化の進展等により救急需要は今後も増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要とされています。また、救急に対する市民ニーズに応え、傷病者の救命率の向上を図るために、救急救命士が行う処置範囲が段階的に拡大されています。平成26年4月からは、心肺機能停止前の重度傷病者※12に対する静脈路確保と輸液、血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が可能となりました。今後も医師の指導・助言や医療機関等との連携を通じて、救急救命士の知識、技術を一定水準以上のもとする教育が必要です。

本市消防本部においては、高度な判断・手技が求められる救急救命処置※13に対応するため、救急ワークステーションを柔軟に運用し、救急救命士を含む救急隊員の再教育の機会を確保するとともに指導救命士※14が中心となり、教育、指導を行うことで知識、技術の向上を図っています。さらに、三重県メディカルコントロール協議会※15、鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会が開催する症例検討会※16や専門部会に参画し、医師、看護師等との連携強化を図っています。また、市の境界付近で発生した重篤な傷病者※17を速やかに救命するため、平成28年9月に鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援に関する覚書（通称:おもいやり救急）※18の運用を開始し、現場到着時間の短縮を図っています。

今後においても、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症等の多種多様化する救急需要に応えるためには、救急ワークステーションや各メディカルコントロール協議会が開催する症例検討会や専門部会への参画を継続するとともに、救急救命士を含む救急隊員、通信指令員への教育、指導体制の充実、感染防止対策、他市との連携・協力など、更なる救急体制の強化が必要です。

特に感染症対策については、新型コロナウイルス感染症のみならず、すべての感染症から市民と隊員を守るため、関係機関との連携、調整を行い、感染防止資器材の確保や隊員のワクチン接種、感染症に関する教育などを充実させていく必要があります。

また、引き続き、限りある救急資源を有効に活用するため、救急車の適正利用※19について、市民に理解と協力を求めていくことが必要です。

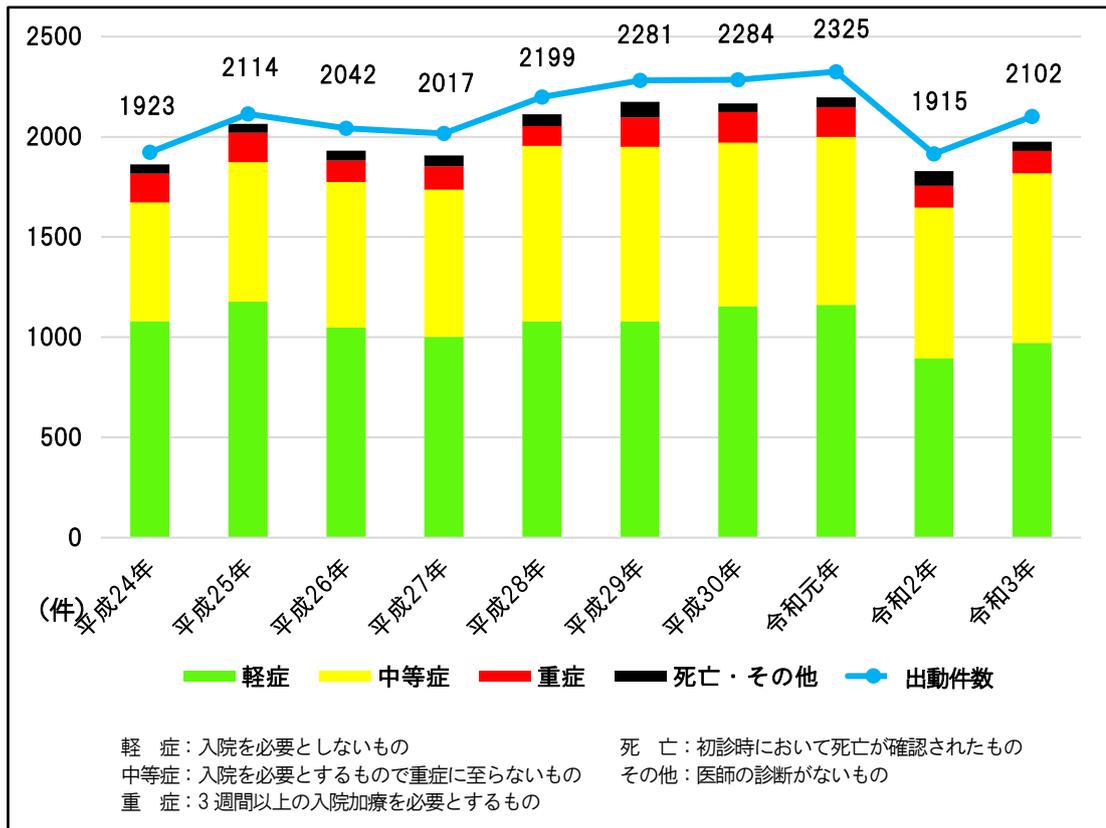
一方、一般市民による応急手当の実施は、生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた応急手当の普及啓発を図る必要があり、応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後も取り組んでいくことが必要です。

※12 生命が危険な状態にある傷病者のこと。

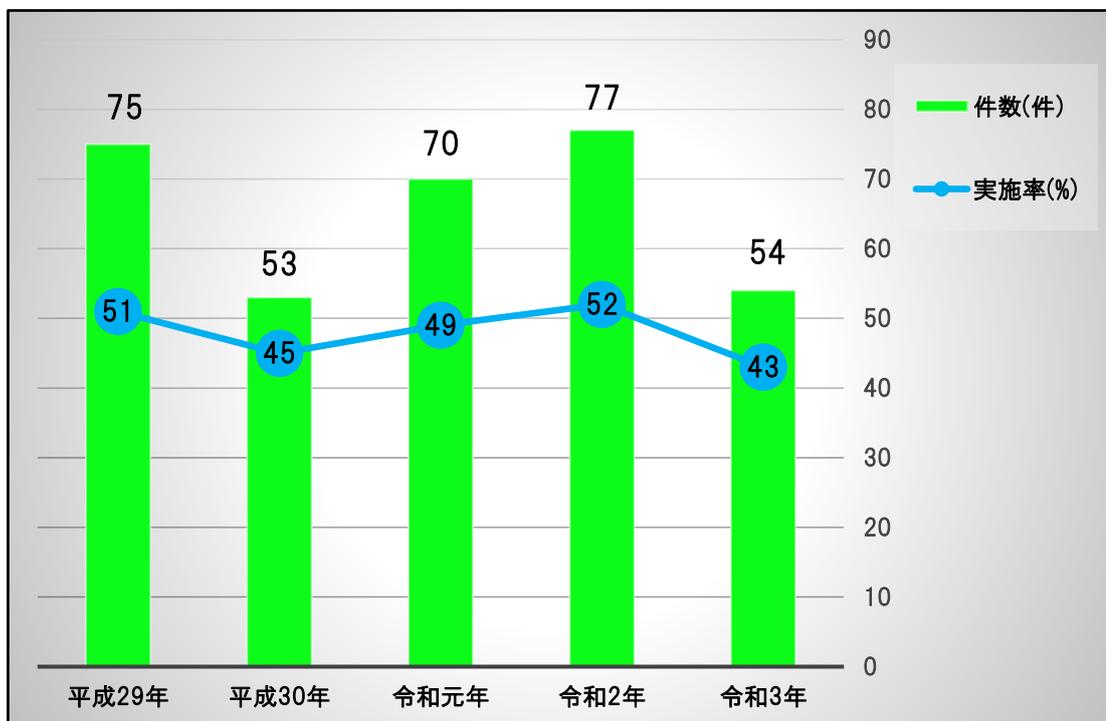
※13 症状の著しい悪化の防止又は生命の危険を回避するため、気道確保や心拍の回復など救急救命士が医師の指示のもとに行う処置のこと。

※14 地域のメディカルコントロール協議会や医療機関と連携し、救急救命士や救急隊員の指導・教育をはじめ、救急活動の事後検証などを行う救急救命士のこと。

■過去 10 年間の救急出動件数と傷病程度別の推移



■過去 5 年間の心肺停止事案件数と市民による心肺蘇生法実施率の推移



- ※15 三重県、消防機関、医師会、救急医療に精通した医師等で構成され、病院前救護にかかる消防機関と医療機関の連絡調整、マニュアル等の作成、常時指示体制の整備、事後検証体制の確保、並びに救急救命士の資質向上のための研修機会の確保に関する支援等を行う団体のこと。
- ※16 医師の具体的指示を必要とする救急救命処置等を実施した場合にメディカルコントロール体制の下で事後の検証を行うこと。
- ※17 心肺機能停止状態又はその疑いがある傷病者のこと。
- ※18 鈴鹿市との境界付近で、救急事案の重複などにより、本市救急隊の現場到着に時間を要すると判断した場合、より早く現場到着ができる鈴鹿市の救急隊に出動を要請する覚書。鈴鹿市内で同様の救急事案があった場合は、本市救急隊が応援出動するもの。
- ※19 緊急性がなく自分で病院に行ける場合に、救急車以外の交通機関等を利用して受診すること。

成果指標

項目	現状(令和3年末)	目標(令和8年末)
実施基準※20 評価適切率	100%	100%
市民による心肺蘇生法実施率	43%	57%

基本施策と施策の方向

1 救急活動体制の強化

◆救急活動の充実

多種多様化する救急需要に応えるため、指導救命士が主体となり、救急救命士を含む救急隊員、通信指令員に教育、訓練を実施するとともに、救急に関する研修等に積極的に参加することで、知識、技術の向上を図ります。また、各種マニュアルの見直しなど、感染症対策の充実強化を図ります。

◆関係機関等との連携

救急ワークステーションの効果的な運用やメディカルコントロール協議会が開催する症例検討会に参加することで知識・技術の研鑽に努め、医師、看護師等との連携強化を図ります。

2 市民による救命率向上の推進

◆応急手当体制の充実

救命率向上のため、応急手当普及員の育成を継続するとともに、更なる活用について検討します。また、市内の公共施設等に設置されている AED※21 の有効活用について検討します。

◆救急思想の普及啓発

限りある救急資源を有効に活用するため、広報誌やホームページなど、様々な媒体等を通じて救急車の適正利用の普及啓発を推進します。また、救命率向上のため、幅広い年齢層に対し救急講習等を実施することで、応急手当の普及啓発を図ります。

※20 傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として三重県が定めたもの。

※21 心臓が痙攣し血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器（自動体外式除細動器）のこと。



■救急車内での救急活動



■小学生を対象とした救急講習

【施策の大綱4】消防団体制の充実強化

現状と課題

本市の消防団は、平成17年の旧亀山市・旧関町の合併に伴い旧関町消防団と統合、現在の組織は条例定数415人、女性分団を含む1本部13分団で構成されています。

消防団は、非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、常備の消防職員とは異なり、平素は本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

近年発生が危惧されている大規模地震をはじめ、異常気象による集中豪雨や台風の被害は激甚化・頻発化しており、地域の防災力が課題となっている今日、地域密着性、要員動員力、即時対応力を有している消防団員は、地域の安全確保のために不可欠な存在です。さらに、消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

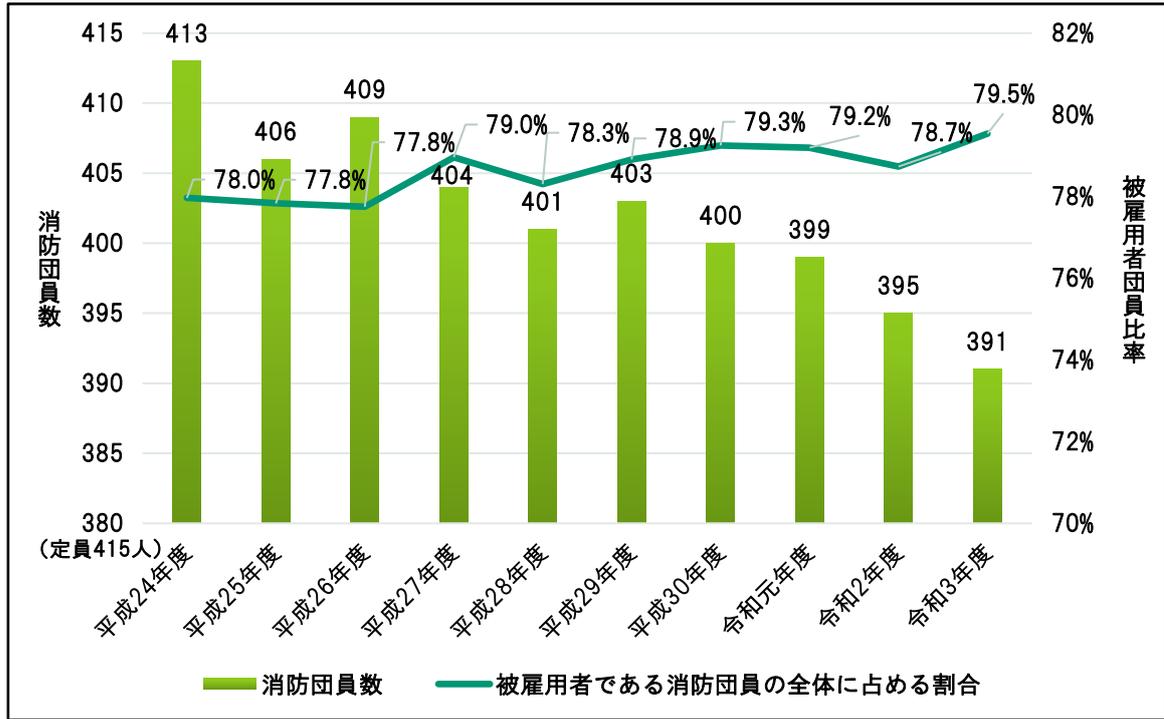
消防団員の確保については、各分団の自助努力による取り組みが行われているものの、人口減少、少子高齢化の進展、帰属意識等の低下により、次第に困難となっています。このことから、令和3年度には、国の通知に基づき出動手当を見直すことにより、消防団員の処遇改善を図ったところですが、特に若年層が消防団に入団しやすい環境の整備など、一層の加入促進を図る必要があります。

また、消防団員の被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、事業所等に対して消防団活動への理解と協力を得て、より良い活動環境を整備する必要があります。

消防団の装備については、「消防団充実強化法」の趣旨を踏まえ、活動時に着用する活動服を安全性及び機能性が向上したものに更新するなど、個人装備の充実を図ってきました。一方、施設については、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政的負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要です。

消防団充実強化法では、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置付けており、今後においても地域の実情を踏まえた組織再編を検討するとともに、教育機関への派遣を継続し、常備消防との合同訓練を実施するなど、消防団体制の充実強化を図る必要があります。

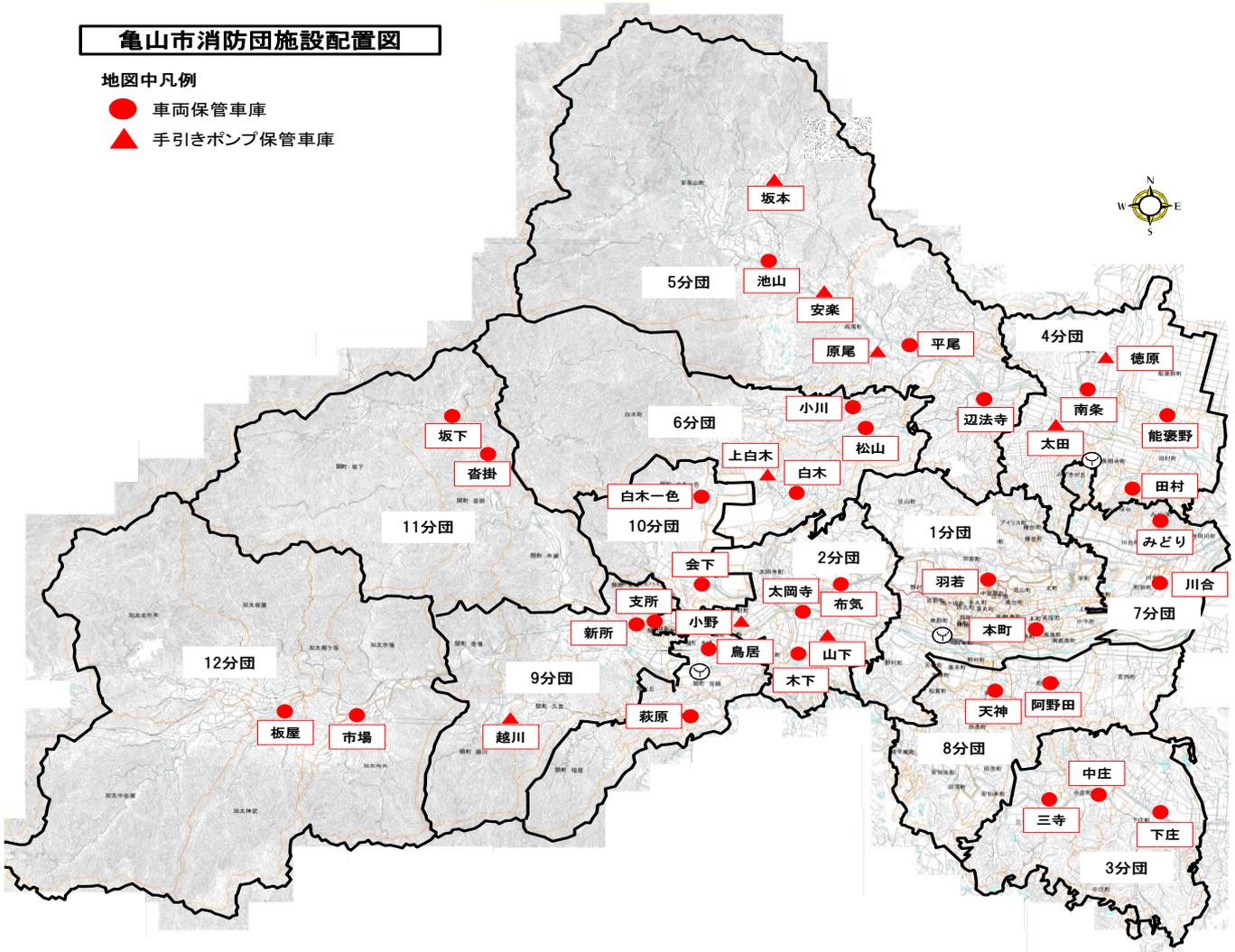
■消防団員数と被雇用者である消防団員の割合の推移



亀山市消防団施設配置図

地図中凡例

- 車両保管車庫
- ▲ 手引きポンプ保管車庫



成果指標

項 目	現 状	目 標
消防団行事・訓練参加率	64.5% (令和元年度末)	74.5%(令和8年度末)
災害動員可能率	94.2% (令和3年度)	100%(令和8年度)
公務災害発生件数	0件 (令和2年度末)	0件(令和8年度末)

基本施策と施策の方向

1 消防団活動体制の強化

◆消防団員の知識・技術の向上

災害対応力の向上を図るため、消防学校への教育派遣を継続するとともに、各種災害を想定した訓練や常備消防との合同訓練を実施することにより、消防団員の知識・技術の向上を図ります。

◆消防団の活性化

消防団員の確保を図るため、更なる処遇改善に努めます。また、消防団員の活動や魅力を広く伝えるための充実した広報に取り組むほか、被雇用者団員が活動しやすくなるよう、事業者に対して消防団協力事業所表示制度※22を推進するなど、消防団の活性化を図ります。

2 消防団組織の再編

◆消防団組織の再編

将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を早期に行うとともに、多彩な人材を活用するため、機能別分団※23の導入に向けて調査研究するなど、消防団組織の再編を推進します。

3 消防団施設・装備の整備

◆消防団施設の長寿命化・統廃合

施設の老朽化に伴う災害活動拠点としての機能低下を防ぐため、耐震補強、改修などによる施設の長寿命化を推進するほか、人口減少による地域の実情や活動の効率性を考慮し、消防団組織の再編の動向も踏まえた上で施設の統廃合に着手します。

◆消防団装備の更新

活動時の安全を確保するため、消防団車両や個人装備を計画的に更新するほか、活動の実態に応じた消防団装備の更新に努めます。

※22 事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度のこと。

※23 それぞれの能力や利点を活かし、特定の消防団活動等を実施する制度のこと。



■消防出初式



■消防団員による消火活動の様子



■消防操法大会



■女性分団員による救急講習

4 プランの推進に向けて

プランの推進

本プランの推進にあたっては、目的意識を共有し、PDCAサイクル※24による進行管理を適切に行い、更なる施策推進に向けた課題の改善を図り、より一層高い効果を発揮させます。

※24 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返す事により業務を継続的に改善すること。

参 考 资 料

参考資料

基本施策別成果指標一覧表

施策の大綱	基本施策 (評価担当課・G)	成果指標	単位	設定の趣旨	現状値 (年又は年度)	目標値 (年又は年度)	目標値の設定根拠	算出方法
消防体制	1 消防活動体制の強化 (消防総務課 消防救急G)	火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始まで)	分/秒	火災現場活動に対する適正な消防力が確保されている状況を把握するため設定します。	5分10秒 (令和3年を含む過去5年間の平均)	4分00秒 (令和8年を含む過去5年間の平均)	消防活動に対する知識・技術の研鑽や検証を通じ、時間短縮を目標とします。	火災現場活動に関する平均所要時間(該当年を含む過去5年間の平均)から算出します。
	2 消防組織体制の充実 (消防総務課 総務・消防団G)	有資格者の配置率	%	適正な消防力が確保されている状況を把握するため設定します。	91.8% (令和3年度)	100% (令和8年度)	消防組織体制の充実を図るため、各分野に必要な有資格者の配置率100%を目標とします。	救急事業に対応する救急救命士(運用救急救命士)をはじめ、組織の各分野に必要な有資格者の配置について、有資格者数(※)/必要配置人数から算出します。 ※運用救急救命士・救助科修了者・中型運転免許取得者・大型運転免許取得者・予防技術資格者
	3 消防施設・装備の整備 (消防総務課 総務・消防団G)	公務災害発生件数	件	消防活動の安全が確保されている状況を把握するため設定します。	0件 (令和2年度末)	0件 (令和8年度末)	施設や装備を整備することにより、災害対応時や訓練時の公務災害発生ゼロを目標とします。	災害対応時や訓練時(研修派遣を除く)の公務災害発生件数から算出します。
火災予防体制	1 地域消防力の強化 (予防課 予防G)	延焼件数	件	地域への防火啓発、消防訓練指導が効果的に実施されているかを把握するため設定します。	3.00件 (令和3年を含む過去5年間の平均)	2.70件 (令和8年を含む過去5年間の平均)	延焼しにくい環境づくりと初期消火の推進を図ることで、現状値から10パーセント減少を目標とします。	建物に燃え移った火災及びその他火災、林野火災で焼損面積が1,000㎡以上のものうち、放火、放火の疑いは除いた件数(該当年を含む過去5年間の平均)から算出します。
	2 住宅防火対策の推進 (予防課 予防G)	一般住宅の火災件数	件	一般住宅に対し効果的な啓発指導が実施されているかを把握するため設定します。	3.40件 (令和3年を含む過去5年間の平均)	3.06件 (令和8年を含む過去5年間の平均)	住宅防火指導を行うことで、現状値から10パーセント減少を目標とします。	住宅火災件数のうち、放火、放火の疑いは除いた件数(該当年を含む過去5年間の平均)から算出します。
	3 事業所等の安全対策の推進 (予防課 予防G)	事業所等の火災件数	件	事業所等に対し効果的な啓発指導が実施されているかを把握するため設定します。	2.00件 (令和3年を含む過去5年間の平均)	1.80件 (令和8年を含む過去5年間の平均)	事業所等に防火・保安指導を行うことで、現状値から10パーセント減少を目標とします。	事業所等の火災件数のうち、放火、放火の疑いは除いた件数(該当年を含む過去5年間の平均)から算出します。
救急体制	1 救急活動体制の強化 (消防総務課 消防救急G)	実施基準評価適切率	%	適切な救急搬送が行えているかを把握するため設定します。	100% (令和3年末)	100% (令和8年末)	救急隊員や情報指令課員の知識、技術の向上を図ることで、現状値の100%を維持することを目標とします。	三重県が策定した「傷病者の搬送及び受け入れの実施に関する基準」に基づいた活動ができたかを基に、適切件数/二次検証対象件数×100で算出します。
	2 市民による救命率向上の推進 (消防総務課 消防救急G)	市民による心肺蘇生法実施率	%	市民による応急手当(心肺蘇生法)がどの程度実施されているかを把握するため設定します。	43% (令和3年末)	57% (令和8年末)	市民の知識や技術、応急手当に対する意識の向上を図ることで、心肺蘇生法実施率の向上を目標とします。	市民によるCPR実施件数/全CPR事件数×100で算出します。
消防団体制	1 消防団活動体制の強化 (消防総務課 総務・消防団G)	消防団行事・訓練参加率	%	消防団活動に対する意識が向上し、消防団員の行事や訓練に取り組む状況を把握するため設定します。	64.5% (令和元年度末)	74.5% (令和8年度末)	消防団員の資質向上や消防団の活性化を図ることで、行事や訓練における団員参加率の10%増加を目標とします。	消防団全体を対象とした行事・訓練参加率(対象行事・訓練4回(※)の参加者/団員数×4)から算出します。 ※水防訓練、消防操法大会、分団訓練(秋・春)、消防出初式
	2 消防団組織の再編 (消防総務課 総務・消防団G)	災害動員可能率	%	災害発生時に要員動員力が確保されている状況を把握するため設定します。	94.2% (令和3年度)	100% (令和8年度)	消防団組織の組織再編により、災害に動員できる団員の条約定数充足率100%を目標とします。	消防団員の充足率(実員数/条約定数)から算出します。
	3 消防団施設・装備の整備 (消防総務課 総務・消防団G)	公務災害発生件数	件	消防団活動の安全が確保されている状況を把握するため設定します。	0件 (令和2年度末)	0件 (令和8年度末)	施設や装備を整備することにより、災害対応時や訓練時の公務災害発生ゼロを目標とします。	災害対応時や訓練時(研修派遣を除く)の公務災害発生件数から算出します。

